

No.	質問	回答
1	<p>賃貸借期間満了後に賃貸借物件を無償譲渡するとありますが、受注者は賃貸借物件に係る固定資産税の納付義務を負わないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本件賃貸借物件（LED 照明器具等）については固定資産税の対象にはならないため課税対象にはなりません。</p>
2	<p>保守管理について、照明器具のメーカーが実施する場合、再委託申請は必要でしょうか。</p>	<p>当該賃貸借は入札公告の3(1)ア～ウの要件を備える3者で構成されるグループと契約するものであり、当該グループに属する構成員が保守管理を実施しない場合は、再委託申請が必要です。</p>
3	<p>契約保証金は不要でしょうか。</p>	<p>契約保証金は盛岡市財務規則第125条のいずれかの号に該当する場合は免除となります。</p>